

令和6年度固定資産税・都市計画税の口座振替に関するQ & A

Q 1 令和6年度は口座振替日程が変更されるのはなぜか。

A 1 令和6年能登半島地震の影響により、固定資産税・都市計画税の納税通知書の発送が4月から7月に延期され、併せて納期限が一部変更となるためです。

Q 2 第1期と第2期の納期限が変わるが、期別振替はどうなるのか。

A 2 各期別の納期限の日に口座振替します。

Q 3 全期一括振替はどうなるのか。

A 3 第1期の納期限の日（7月31日）に年税額を一括して口座振替します。

Q 4 毎月納付はどうなるのか。

A 4 4月期から6月期の納期がないため、7月期から翌年3月期までで、年税額を全9回に分割して口座振替します。

Q 5 口座振替の申込期限はどう変わるのか。

A 5 金融機関窓口での申込みは、第1期からの期別振替、全期一括振替および毎月納付（7月期から）は4月30日まで、第2期からの期別振替は7月31日までが期限です。納税課あての郵送申込期限も同日（消印有効）です。

第3期からと第4期からの期別振替の申込みは通常どおり変更ありません。

なお、4月30日を過ぎると令和6年度毎月納付は申込みできません。

Q 6 2月1日以降に金融機関窓口で（郵送は1月11日以降）、令和6年度の口座振替を申し込んだが、口座振替の開始期別はどうなるのか。

A 6 4月30日窓口受付分まで、「第2期から」の申込みは「第1期から」、「4月期から」の申込みは「7月期から」、「令和7年度からの全期一括」の申込みは「令和6年度からの全期一括」として読替えて取扱います。この読替えに不都合がある場合、また不明点がある場合は、納税課収納係（口座担当）あてに電話にてご連絡ください。（直通電話 025-226-2294）

Q 7 今後申し込む場合、申込書の振替方法と開始時期をどのように記載すればよいか。

A 7 4月30日までの申込みで最短の開始期を希望する場合は、金融機関窓口と郵送いずれも、期別振替は「第1期から」、全期一括は「令和6年度から」、および毎月納付は「令和6年度7月期から」として記載してください。

Q 8 令和7年度からの口座振替はどうなるのか。

A 8 令和7年度からは通常の日程に戻る予定です。

Q 9 口座振替廃止届の提出期限はどうなるのか。

A 9 新規申込みと同じです。第1期からと毎月納付の廃止は4月30日まで、第2期からは7月31日までが期限です。納税課あての郵送期限も同日（消印有効）です。

第3期と第4期からの廃止は通常どおり変更ありません。